

神福障支第 953 号
令和 7 年 10 月 1 日

障害児者関係施設等 施設長 様
管理者 様

神戸市福祉局障害者支援課長

契約内容報告書の提出を不要とすることについて

平素より本市の福祉行政の推進にご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和 7 年 8 月 8 日付で、厚生労働省より、契約内容報告書の提出要否の見直しを検討するよう各自治体宛に事務連絡がありました。事務連絡の内容を踏まえ、本市においては、令和 7 年 10 月 1 日から下記書類の提出を不要とします。

契約内容報告書の提出は不要となりますが、引き続き、契約支給量の適切な管理をお願いいたします。

記

1. 提出不要とするもの

- ・ 障害福祉サービスにかかる契約内容報告書
- ・ 障害児通所支援にかかる契約内容報告書
- ・ 地域生活支援事業にかかる契約内容報告書

2. 参考

- ・ FAQ ※次頁参照
- ・ 障害福祉分野における手続き負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について

以上

【お問い合わせ先】

神戸市 福祉局 障害者支援課 居宅支援担当

TEL : 0 7 8 - 3 2 2 - 5 2 3 0

Mail : syogai_jiritsu@city.kobe.lg.jp

＊ ＊ お問い合わせはメールでお願いします ＊ ＊

■FAQ

Q1：令和7年10月1日より前の新規契約・変更契約・契約終了にかかる契約内容報告書の提出は必要か。

提出不要です。

Q2：令和7年10月1日付の新規契約・変更契約・契約終了にかかる契約内容報告書の提出は必要か。

提出不要です。

Q3：他都市で支給決定を受けている利用者についても契約内容報告書の提出は不要か。

契約内容報告書の提出を不要とするかは各自治体の判断となっているため、他都市の取扱いは分かりかねます。

Q4：障害福祉サービス契約内容等記入表（障害福祉サービス受給者証別冊）や地域生活支援事業者記入簿（利用者証別冊）への契約内容等の記入は引き続き必要か。

必要です。